





# 福祉用具をお貸しします

平成 30 年 1 月 4 日から適用

## 〈対象者〉

可児市内の在宅で暮らしている方で、**緊急使用**または**新規購入のためのお試し期間**として、貸し出しが必要となった場合に貸し出します。

- ・ケガをして、車椅子が必要となった方。
- ・短期（2～3 日）旅行で車椅子を使用したい方。
- ・車椅子を注文しているが、車椅子が届くまで使用したい方。

※ 介護保険の認定を受けてみえる方は、介護保険のレンタルを優先してください。



## 〈貸与用具〉

車椅子、歩行器、ポータブルトイレ、シャワー椅子、バスアーム、松葉杖など

※ 在庫に限りがありますので、ご希望に添えないこともあります。

## 〈貸与期間〉

- 福祉用具は、**1ヶ月を限度**とします。【常時使用する場合は購入をお考えください。】  
（骨折、けがなどで利用する場合、診断書（コピー可）を提出ができれば、延長します。）
- 貸与中に介護保険のサービスが受けられるようになった場合、または長期の場合は順次他のサービスに切り替えてください。
- また、入院・入所などで在宅介護でなくなった場合は、返却してください。

## 〈費用〉

費用は**無料**です。但し、福祉用具を故意又は過失により破損・紛失された場合、修理代を実費負担していただく場合があります。

また、返却するときは、福祉用具の清掃等をおこなってお返しく下さい。

## 〈問合せ先〉

社会福祉協議会  
可児市社会福祉協議会

（可児市今渡682-1 可児市福祉センター内）

TEL：62-1555 FAX:62-5342

Eメール：kanishisyakyo@crux.ocn.ne.jp



イメージキャラクター「こころん」